

包括外部監査結果に基づき講じた措置

(令和7年度監査テーマ)

県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について

令和8年10月

鹿児島県監査委員

令和8年3月31日付で公表した包括外部監査結果に基づき、令和8年9月9日付財第90号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、下記のとおり公表する。

令和8年10月1日

鹿児島県監査委員 松菌 英昭
同 大菌 豊
同 宝来 良治
同 柳 誠子

「令和7年度包括外部監査結果報告」に基づき講じた措置

【令和7年度監査テーマ】

県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について

項目	区分	番号 〔報告書頁〕	監査の結果（概要）	講じた措置
3 契 約	意 見	3－1 〔42 ～43〕	自動車税に係る申告書受付に係る業務（一者随契）及び軽自動車税環境性能割に係る申告書受付に関する業務（一者随契）における随意契約の継続に伴う競争導入可能性の検証及び選定理由の明確化について 自動車税及び軽自動車税環境性能割の申告書受付業務は、利用者利便や事務効率を理由として随意契約が継続されている。 しかし、随意契約は例外的手法であり、地方自治法施行令や国の入札適正化指針では、利便性や慣行のみを理由とした漫然たる継続を認めていない。県は登録機関に近接する事業者のみが実務上対応可能と説明するが、これは「特別の目的」による供給者特定の要件を満たすとは限らず、競争導入可能性の検証が十分とはいえない。また、推薦委員会の評価基準や選定理由の記録も限定的で、判断過程が可視化されていない。 今後は、一般競争入札の導入可能性を定期的に検証し、随意契約を選択した理由を客観的に整理・記録することで、契約手続の透明性と説明責任の向上を図る必要がある。	令和8年度分の委託から、随意契約を選択した理由について、随意契約の要件に合致していることがより明確に判別できるよう記載内容を整理した。 今後、自動車税を含む、自動車登録関係の事務手続きが変更された際には、一般競争入札の導入について検討を行うこととする。

3 契 約	意 見	3－2 〔44〕	自動車税納税通知書等作成に係る業務委託（一般競争入札）における一者応札の継続と競争性確保の課題について 自動車税納税通知書等作成業務は一般競争入札として実施されているが、実態として一者応札が継続し、競争性が十分に確保されていない。形式上の瑕疵はないものの、競争による価格形成が働かず、入札制度の本旨が損なわれるおそれがある。特に、参加資格要件の硬直性、仕様書の記載方法、市場構造などが参入障壁となっている可能性があるため、公告期間や要件設定を含め、制度運用を定期的に点検する必要がある。 また、市場調査を行い、潜在的な参入事業者の把握や競争性向上策を検討することが望まれる。形式だけでなく実質的な競争が確保されるよう、入札制度の改善が求められる。	令和8年度の入札においては、実質的な競争の確保など、意見を踏まえた改善を検討する。
5 税 務 総 合 シ ス テ ム	指 摘	5－1 〔66 ～71〕	仕様書の記載が曖昧で追跡可能性に乏しい点について 鹿児島県公文書等の管理に関する条例第4条に照らすと、次期税務総合システム調査業務の仕様書には「要望アンケート」の実施が記載されているが、成果物には鹿児島県職員向けアンケートが存在せず、他県向けアンケートのみが提出されていた。アンケート対象者が仕様書に明記されていないため、第三者が読んでも意図が把握しづらく、成果物との対応関係が不明確である。また、スクラッチ開発と SaaS 利用の双方を想定した広範な業務内容が列挙されている一方、どの方式でどの業務が必要となるかの条件が整理されておらず、仕様書としての追跡可能性が確保されていない。契約後の業務変更を示す覚書等も存在せず、公文書管理条例が求める「意思決定過程の跡付け」が不十分である。検査は仕様書に基づいて行われるため、アンケート対象者の明示、方式別の業務区分、条件付き業務の明記など、成果物と仕様書が1対1で対	今後、委託業務を執行する際は、第三者が読んでも誤解しない仕様書作成に努めるとともに、契約後の業務内容に変更が生じた場合は、意思決定過程の跡付けとなる覚書等の締結を行うなど追跡可能性の確保に努める。

			応する構成とする必要がある。第三者が読んでも誤解しない仕様書作成を徹底することが求められる。	
5 税 務 総 合 シ ス テ ム	意 見	5－1 〔71 ～72〕	電子申告利用率向上に向けた周知広報活動について 電子申告は行政効率化と納税者利便性向上のため重要であるが、ゴルフ場利用税や核燃料税など新規対象税目の利用率が極めて低い。現状の広報はホームページやラジオに限られ、対象者への直接的な周知が不足している。地方自治法が求める「最少の経費で最大の効果」を実現するためには、特別徴収義務者へのリーフレット送付や現地調査時の口頭説明など、費用を抑えつつ効果的な周知が必要である。また、核燃料税については導入が新しいため、他県と協働した訪問周知など積極的な広報戦略も検討すべきである。電子申告の利用率向上は行政効率化と住民サービス向上の双方に資するため、計画的な周知強化が求められる。	対象事業者との定期的な意見交換会や訪問の際を活用し普及（広報）活動に努め、利用率向上を図る。
5 税 務 総 合 シ ス テ ム	意 見	5－2 〔72 ～74〕	実際に作業するシステムエンジニアの能力の吟味について 税務総合システムの開発・保守を担う受託業者について、県は入札参加資格名簿に法人名が掲載されていることのみをもって能力確認としているが、同名簿は法人単位の登録であり、実際に作業するエンジニア個人の資格やスキルを担保するものではない。情報処理・開発業務は許可業ではなく、有資格者名簿や資格証明書の提出も任意であるため、現状では担当者の能力を客観的に確認できない。税務システムは高度な機密性を要し、地方税法でも再委託先を含む秘密保持義務が課されていることから、担当者の能力確認は極めて重要である。今後は、プロジェクト体制確定時に IT 資格証の写し等を提出させ、技術者の能力を適切に吟味する仕組みを構築する必要	税務総合システムの開発や運用維持保守、管理業務委託におけるプロジェクト実施体制報告の際に、各業務を担当するエンジニア個人の資格やスキル等を併せて報告するよう仕様書の変更を行い、実際に作業するエンジニアの能力確認に努める。（令和8年度各業務委託契約より実施済。）

			がある。	
5 税 務 総 合 シ ス テ ム	意 見	5－3 〔74〕	受託業者が将来も安定して古いプログラミング言語に対応するために次世代の人材育成体制を構築していることの確認について 税務総合システムには古いプログラミング言語で作られた部分が残っており、刷新せず使い続ける場合、受託業者が将来もその言語を扱える技術者を確保し続けることが不可欠である。しかし、県が今回確認できたのは、再構築検討の場で行った質疑のみで、研修記録や若手技術者の育成状況など、体制を裏付ける資料は一切入手していなかった。受託者の実績から「当然体制があるはず」と推定しているにすぎず、技術承継の実効性を判断する根拠としては不十分である。今後は、受託業者から定期的に研修状況や参加者名簿を取得し、若手技術者が育成されているかを確認するなど、客観的資料に基づく継続的な点検体制を整えることが望ましい。	税務総合システムが今後とも安定稼働できる体制構築に努めるため、受託業者における情報セキュリティ特記事項第5条(教育の実施)の履行及び研修計画の策定、研修内容の報告をするよう仕様書の変更を行った。(令和8年度各業務委託契約より実施済。)
5 税 務 総 合 シ ス テ ム	意 見	5－4 〔75〕	セキュリティ対策(ウイルス対策)の適用状況とサービスレベル指標について 税務総合システムは閉域網で運用され外部攻撃のリスクは低いが、極めて機密性の高い情報を扱うため、内部からの脅威も含めセキュリティ対策の徹底が必要である。税務電算係は、セキュリティパッチ適用が「管理業務のスケジュール遵守」に含まれると説明したが、監査人が確認した報告書・月間スケジュール・議事録にはパッチ適用の記載が一切なく、説明を裏付ける資料は得られなかった。結果として、令和6年度に県がパッチ適用状況を把握していたとは認め難い。現行システムに求められる高いセキュリティ水準を踏まえれば、パッチ適用やウイルス定義更新をサービスレベル指標として明確化することが望ましい。難しい場合でも、定例会で適用状況を報告させ、県が適時把握できる体制を整え	税務総合システム定例会(毎月)での管理業務作業報告書において、ウイルス定義ファイルの適用状況等を把握できる体制を整備済。(令和7年度第12回定例会(2026.3.13)より実施。)

			る必要がある。	
6 個人県 民 税	意見	6-1 〔84 ～85〕	市町村における家屋敷課税対象者の捕捉方法を十分に把握していないことに起因する課税公平性上の課題について 個人県民税の家屋敷課税は市町村が担うが、県の地域振興局・支庁では、市町村がどのような方法で課税対象者を捕捉しているか十分に把握できていない。市町村ごとに捕捉方法が異なる場合、同じ条件の納税者でも課税の有無や範囲が変わり、課税の公平性が損なわれるおそれがある。県は、市町村に対し捕捉方法の統一的な基準やガイドラインの策定を促し、情報共有体制を強化することで、課税事務の透明性と均質性を確保する役割を果たす必要がある。これにより、県民税の課税徴収における公平性向上が期待される。	前回指摘後、市町村への照会により課税実態は把握したものの、その後の対策を講じていなかったため、家屋敷課税の目的、概要等を示したチラシを作成する。 また、改めて実態把握を行い、捕捉方法やガイドラインの優良事例を市町村が参加する会議などで紹介するなど、市町村課と連携して適正な課税を働きかける。
6 個人県 民 税	指摘	6-1 〔85 ～86〕	個人県民税賦課徴収に関する県の閲覧・記録権限行使の必要性について 家屋敷課税の課税件数は平成 27 年度以降大幅に減少しており、市町村間で増減の傾向が大きく異なる。これは、市町村ごとの捕捉方法や運用姿勢の差異が影響している可能性がある。個人県民税の賦課徴収は市町村の権限であるものの、県にとって重要な財源である以上、課税の網羅性を確認する責務がある。地方税法及び県税条例は、市町村の課税事務に関する書類を県が閲覧・記録できる権限を明確に規定しているが、現状では「異動報告書」の確認にとどまり、課税件数に異常な減少が見られても、県は閲覧・記録権限を十分に活用していない。課税の公平性と網羅性を確保するためには、課税件数に異常値が見られる市町村に対し、地域振興局・支庁が積極的に書類閲覧を行い、課税事務が適切に執行されているか確認する必要がある。また、捕	課税件数の大幅な増減を確認した場合、市町村に対し課税事務が適切に執行されているか、各局・支庁において確認することとする。 前回指摘後、市町村への照会により課税実態は把握したものの、その後の対策を講じていなかったため、家屋敷課税の目的、概要等を示したチラシを作成する。 また、改めて実態把握を行い、捕捉方法やガイドラインの優良事例を市町村が参加する会議などで紹介す

			捉方法の差異を縮小するため、県が助言的立場から統一基準の策定を促し、課税事務の均質化を図ることが求められる。	るなど、市町村課と連携して適正な課税を働きかける。
6 個人県 民 税	指 摘	6－2 〔86〕	平成 27 年度の包括外部監査における意見に対する改善措置の未履行について（家屋敷課税に係る課税対象者の把握） 平成 27 年度包括外部監査では、家屋敷課税の捕捉方法を県が十分に把握していない点が指摘され、改善が求められた。しかし、県は平成 28 年度に市町村へ照会し結果を共有したのみで、捕捉方法の統一や実効性ある改善には至っていない。平成 29 年度以降は特段の取組も行われておらず、過年度の監査意見が事実上放置されている状況である。捕捉方法の不統一は課税の公平性を損なう重大な問題であり、地方自治法第 252 条の 37 に基づき報告された監査結果について、県として必要な対策が講じられておらず、過年度の指摘等が十分に反映されていない状況にある。県は、市町村の捕捉方法を把握したうえで、主体的に関与し、統一的な基準づくりや改善の働きかけを行う必要がある。過年度意見の未履行は行政運営の信頼性を損なうため、早急な改善が求められる。	前回指摘後、市町村への照会により課税実態は把握したもの、その後の対策を講じていなかったため、家屋敷課税の目的、概要等を示したチラシを作成する。 また、改めて実態把握を行い、捕捉方法やガイドラインの優良事例を市町村が参加する会議などで紹介するなど、市町村課と連携して適正な課税を働きかける。
7 県 民 税 利 子 割	指 摘	7－1 〔91 ～94〕	誤謬処理すべき事案を修正申告として処理したことに起因する二重調定及び収入未済発生事案について 本件は、県民税利子割の申告支払額入力誤りに対し、本来行うべき誤謬処理を行わず、地域振興局が誤って修正申告として税務課へ照会したことが発端である。税務課も照会内容を十分に確認せず修正申告手続きを案内したため、誤った処理が実行された。さらに、修正申告処理においても増額分ではなく全額を再入力したため、二重調定が発生し、未納がないにもかかわらず収入未済として決算書に計上された。調定決議書の決裁時には修正	県民税利子割にかかわらず、適正な事務処理の執行については、職員の資質向上に努め、併せて再発防止に向け、各部署の連携、チェック体制の強化に努める。

			申告書の提出確認や金額整合性の確認が行われず、決算書作成時の未納チェックも機能していなかった。制度理解不足、照会対応の不備、調定決議書の決裁時の確認漏れ、決算書チェック体制の不徹底が重なった結果であり、再発防止には制度理解の徹底、照会手順の標準化、決裁時のチェック項目明確化、異常値検知の仕組み強化が必要である。	
8 個 人 事 業 税	指 摘	8－1 〔101 ～103〕	雑所得の内容確認の未実施について 弁護士等が講演料や執筆料を得た場合、所得税では職務と直接関連する収入は事業所得に含まれるとされている。しかし地方税法では執筆業が課税対象業種に含まれないため、雑所得として申告されると個人事業税の課税対象外となる。太陽光発電収入についても、事業所得・不動産所得・雑所得の区分により課税の有無が変わるが、県は雑所得の内容確認を行っておらず、税務署の判断に依存している。このため、本来は課税対象となる収入が雑所得として申告され、課税漏れが生じる可能性がある。県は、太陽光発電設備の設置状況把握や所得区分の案内送付など、独自の確認体制を整備し、課税の公平性を確保する必要がある。	今後は雑所得の中に弁護士等の講演料や執筆料、太陽光発電収入など、課税対象となる雑所得が含まれていないか内容確認を行うこととする。 また、関係団体に対し、申告内容確認についての協力依頼を行う。
8 個 人 事 業 税	意 見	8－1 〔103 ～105〕	平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について(個人事業税内訳書に係る現地調査の実施状況について) 平成 27 年度監査で個人事業税内訳書に関する現地調査の必要性が指摘されたにもかかわらず、県は平成 28 年度以降調査を実施していない。県は「税理士関与が多く誤りは少ない」「専門知識が不足している」「全国的に実施例が少ない」と説明するが、いずれも合理性に乏しい。税理士関与でも誤りは起こり得るうえ、自己申告分のリスクは高い。専門知識不足は人材育成や外部専門家活用で補う	申告内容に疑義が生じた場合など、必要に応じて実地調査を実施する。

			べきであり、全国未実施を理由に行わない姿勢は改善意欲に欠ける。現地調査は不適正申告の抑止や啓発効果があり、課税の公平性確保に不可欠である。県は調査体制の強化と試行的調査の実施を進める必要がある。	
9 法人県 民 税	指 摘	9－1 〔112 ～113〕	鹿児島県税事務処理規程第31条第2項違反について 法人県民税・法人事業税の分割関係が消滅した場合、地域振興局等の長は規程に基づき、関係都道府県へ「分割関係消滅通知書」を送付する義務がある。しかし、県では支店廃止届や申告書で実態を把握できるとして通知を行っておらず、規定に反する運用が常態化していた。通知を省略すると、他都道府県との情報共有が途絶え、分割課税の正確性や公平性に影響するおそれがある。背景には、通知書作成・送付の手順が業務として明確に位置付けられていないことがあり、担当者が規定どおりの処理を行う体制が整っていなかった。今後は、通知手順をマニュアルに明記し、実施状況を定期的に点検するなど内部統制を強化する必要がある。分割関係の消滅通知は、都道府県間の課税情報の正確性を担保する重要な手続であり、法令遵守の徹底が求められる。	他県の規定や事務処理について確認の上、事務処理規程の改正も含め検討を行う。
9 法人県 民 税	指 摘	9－2 〔113 ～114〕	鹿児島県税事務処理規程第33条第4項違反について 規程第33条第4項は、実体のない法人について実態調査を行い、「法人仮除却決議書」により課税対象から仮に除却することを義務付けている。しかし、県では第1項各号に該当する法人のみ除却処理を行い、実体のない法人に対する仮除却処理を実施していなかった。これは規定に反する運用であり、実体のない法人が課税対象として残存することで、課税の適正性や公平性が損なわれるおそれがある。背景には、仮除却の対象判断や調査方	改めて担当者研修会や、内部監査において、適切な仮除却処理について指導を行う。

			法、決議書作成手順が業務として明確化されていないことがある。今後は、仮除却処理の手順をマニュアル化し、定期的な点検を通じて未処理を防ぐ内部統制の強化が必要である。適切な仮除却処理は、課税対象の正確性を確保し、課税事務の信頼性向上に不可欠である。	
9 法人県 民税	意見	9-1 〔114 ～116〕	平成27年度包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の未履行について（ハローワーク等の求人情報を利用した未登録法人の捕捉、返戻法人一覧表を利用した追加調査の実施） 平成27年度監査で示された意見・指摘のうち複数項目が、現在に至るまで改善されていない。改善が行われないまま事務が継続されることで、非効率な運用や不合理な慣行が固定化し、行政運営の効率性を損なうおそれがある。また、長期間未改善の状態は、行政の説明責任や透明性に対する県民の信頼を低下させる要因となる。さらに、同種の問題が繰り返される状況は、再発防止策が機能していないことを示し、監査制度の実効性を損なう。今後は、改善措置の実施体制を整備し、進捗管理を明確化するとともに、必要に応じて業務プロセスの見直しを行い、改善内容を組織として定着させることが求められる。	未登録法人の捕捉： 効率的な未登録法人の捕捉手法について、他県の状況を踏まえ、対応する。 返戻法人一覧表： 改めて担当者研修会や、定期的な監査において、適切な返戻法人一覧表の作成及び追加調査について指導を行う。
10 法人事業税	意見	10-1 〔122〕	外形標準課税対象法人に限定した調査運用の問題について 法人事業税について、外形標準課税の対象法人のみが調査対象とされており医療法人や、収入金課税法人についての調査が未実施である。法人事業税において外形標準課税対象法人のみを調査対象とする現行の運用は、網羅性・正確性・公平性のいずれの観点からも問題を抱えている。制度の信頼性を維持し、適正な課税を確保するためには、医療法人や収入金課税法人を含めた調査体制の整備・強	申告内容に疑義が生じた場合など、必要に応じて実地調査を実施する。

			化が不可欠である。	
10 法人事業税	意見	10-2 〔122 ～124〕	平成27年度包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の未履行について（外形標準課税対象の会社への法人調査の実施間隔） 平成27年度包括外部監査での指摘・意見にある外形標準課税対象の会社への法人調査は実施要領では、概ね3年に1度の頻度で実施することになっているが、4～5年に1度の頻度となっているので、運用の見直しが必要である。	調査項目増に加え、今後は医療法人等の調査も追加検討していることから、概ね3年に1回から遡及期間を踏まえ、5年に1回に実施要領の見直しを行う。
12 不動産取得税	意見	12-1 〔136〕	減額申告処理の遅延及び情報伝達体制の不備に伴う延滞金発生事案について 令和6年度、法人からの減額申告に基づき県が減額処理を行ったが、審査・決議に時間を要したため、納期限後に決議がずれ込んだ事案が発生した。また、県は延滞金回避のため納期限後の指定日について事前連絡を行った上で納付書送付を行っていたものの、担当者と納税義務者の意思疎通が不十分で、納付が遅れたことを原因として延滞金が発生した。本件は、減額申告処理の迅速性確保が不十分であった点に加え、納税義務者への情報伝達方法が適切でなかった可能性を示す。今後は、減額対象外部分の納付書を速やかに送付する運用を継続するとともに、審査・決議のタイムライン管理を徹底し、納期限直前・直後の決議を避ける体制が必要である。また、担当者複数名への通知、メール併用、注意喚起文言の明確化など、納税義務者の内部体制を踏まえた通知方法の標準化が求められる。	事案発生後、減額処理の状況について局・支庁の県税担当課内で共有を行い、事務処理の遅れが生じないように対策している。また、減額対象外分の納付書を申告時点で納税義務者に交付し、同様の事案が発生しないよう対策を講じている。
12 不動産取得税	意見	12-2 〔137 ～138〕	不動産取得税における課税権消滅発生と未然防止体制強化の必要性について 令和6年度の不動産取得税に係る課税権消滅は11件・427千円と、平成26年度から大幅に減少しているものの、依然として課税権消滅が発生している点は看過できない。課税	引き続き、ホームページへの掲載、市町村へのチラシ送付など申告義務の周知に努める。

			権消滅は、取得事由の把握遅れや申告漏れ対応の遅延など、事務処理の不備に起因する可能性が高い。県は、市町村からの情報提供体制の強化、登記情報の適時確認、到達管理を含む内部事務フローの点検を進める必要がある。また、課税遅延リスクの高い案件を早期に把握する管理指標を導入し、未然防止策を実効的に運用することが求められる。	
13 県たばこ税	指摘	13-1 〔142 ～143〕	調定内訳書と申告書の間で生じた申告納税者の食い違いについて 令和6年12月、県は同一事業者から提出された2枚の申告書を受理したが、単月分9,450円の申告が別の事業者コードに紐づく整理番号で税務総合システムに入力されたと推察される。税務総合システムでは、調定前に整理番号検索を行い、その結果に基づき調定処理を進めるため、整理番号と申告書の事業者コードが一致しているかの確認が不可欠である。整理番号を誤ると、納税額との消込が不正確となり、収入未済の誤認や差異特定の事務負担増につながる。鹿児島県税事務処理規程第72条では、電算処理前に申告内容を精査し、事業者コード誤りがあれば訂正させることが義務付けられているが、提出資料には事業者コードと整理番号の照合や訂正指導の証跡が確認できなかった。本来、調定内訳書が出力される段階では申告書と完全に整合している必要がある。納税者名が一致していても、事業者コードと整理番号が一致しなければ規程に沿った処理とはいえず、今後は納税者名・税額に加え、事業者コードと整理番号の照合を必須とし、証跡を残す体制整備が求められる。	今後の申告書の処理においては、指摘のとおり、事業者コードと整理番号の不一致が生じないよう申告書受付時の確認を徹底する。併せて、内部監査においても、事務処理に遺漏がないことを確認する。
14 ゴルフ場利用税	意見	14-1 〔149 ～150〕	鹿児島県税条例第66条第2項の適用可能性の通知について ゴルフ場利用税の調査において、料金表の掲示義務違反が確認された。本件は条例上、	意見のあったゴルフ場については、料金表が掲示さ

			懲役または罰金の対象となるが、税額に影響がなく租税回避の意図も認められないため、軽微な違反と評価される。他方、前回指導を無視しており、悪質性がうかがえる点は看過できない。刑事訴訟法上、行政機関には告発の裁量が認められているが、告発の有無にかかわらず、調査時点で刑事罰の可能性を通知し、掲示完了予定日を確定させ、その経緯を調査票に記録すべきであった。適切な注意喚起と記録が行われていれば、再発防止と行政指導の実効性確保につながったと考えられる。	れていることを後日確認した。 今後は、料金表の掲示などゴルフ場に対する指導事項があった場合は、その改善状況について随時確認する。
15 軽油引 取税	意見	15-1 〔156 ～157〕	軽油引取税納入申告書における免税証添付状況の記録方法について 軽油引取税の受付において、免税証の添付枚数欄が空欄のまま申告書が受理されていた事例が確認された。実際には免税証と明細書の照合が行われており、免税取扱いの実体確認は適切であったが、申告書上に記録が残らないため、後日の検証が困難となる。免税証は制度の適正運用を支える重要書類であり、照合結果が申告書と一体的に確認できる状態で管理されることが望ましい。今後は、添付枚数欄への記入や補記を徹底し、照合内容を簡潔に記録する方法を整理・共有することで、事務の透明性と再現性を高める必要がある。	今後の申告書の処理においては、意見のとおり、申告書受付時に、添付枚数欄への記入の確認を徹底するとともに、内部監査においても、事務処理に遺漏がないことを確認する。
15 軽油引 取税	意見	15-2 〔157〕	免税軽油申請手続における確認用チェックリスト運用上の問題点について 免税軽油の申請時に提出されるチェックリストに複数のチェック漏れがあるにもかかわらず、補正を求めず申請が受理されている事案が確認された。チェックリストは法定書類ではないものの、申請者に制度内容を再確認させ、不正使用防止に寄与する重要な確認資料である。チェック漏れを看過したまま受理する運用が続けば、申請内容の理解不足や不適正使用のリスクを高め、制度の信頼性を損	チェックリストによる確認が形骸化しないようその運用を徹底するとともに、チェック漏れが発生した場合は、確実にそれを補正するよう指導を徹底する。

			なうおそれがある。県は、チェックリストの位置付けを整理し、漏れがある場合は必ず確認・補正を求める運用を徹底するとともに、受付時の確認手順を明確化し、申請の実効性を高める必要がある。	
15 軽油引 取税	意見	15-3 [158]	免税証交付申請書の決裁欄運用の不統一によるリスクについて 免税証交付申請書の「審査」「承認」「交付」欄の運用が地域ごとに大きく異なり、全欄押印、承認欄のみ押印、備考欄化、同一人物の複数押印など統一性が欠如している。審査・承認・交付の工程が形式的に区分されていない場合、実質的なチェック機能が働かず、不適切な免税証交付や不正使用のリスクが高まる。また、地域差は申請者間の公平性を損ない、事務引継ぎ時の混乱も招く。県は各欄の位置付けや押印方法を明確化し、全地域で統一した運用を徹底するとともに、必要に応じて様式の見直しを行い、事務の透明性と信頼性を確保する必要がある。	今後は、意見を踏まえ、押印方法を明確化するとともに、全地域で統一的な運用を行うよう改善する。
15 軽油引 取税	意見	15-4 [158 ～159]	免税証受付枚数確認事務の効率化及び正確性向上について 免税証の受付時、複数職員が手作業で枚数確認を行っており、事務負担が大きいだけでなく、確認漏れや計数誤りのリスクがある。免税証枚数は免税軽油の適正使用を確認する基礎情報であり、誤りがあれば課税の公平性に影響する。また、受付時に正確な記録が残らなければ、後日の照会対応が困難となり、事務の信頼性を損なうおそれがある。今後は、特別徴収義務者に提出枚数の記載を徹底させるとともに、受付確認方法の簡素化や電子的管理手法の導入を検討し、事務の標準化と省力化を図る必要がある。	特別徴収義務者における申告書への免税証の提出枚数の記載については、記載漏れがないよう確認・指導を徹底する。 また、記載された免税証の枚数の確認については、今後電子的管理手法の導入について検討を行う。
15 軽油引	指摘	15-1 [159]	免税軽油使用実績報告書の受理手続に係る改善の必要性について	

取 税			免税軽油使用実績報告書には、アワメータ一数や受払数量など数量情報が記載されているが、免税軽油を使用した具体的作業内容欄が未記入のまま受理されている事案が確認された。免税軽油制度は、法令で認められた用途に限定して使用されることを前提としており、作業内容欄は目的外使用や不正使用を抑止・検証するための重要情報である。数量のみの確認では制度趣旨を十分に担保できず、未記入のまま受理する運用が常態化すれば、使用実態の検証が困難となり、制度運用上のリスクが高まる。県は、報告書様式の各記載項目の趣旨を整理し、作業内容が未記入の場合は補正を求める運用を明確化する必要がある。また、受付時の確認事項をチェックリスト化し、記載要領を使用者に周知することで、事務の標準化と制度の適正運用を確保すべきである。	今後、報告書の記載要領を作成し、免税軽油使用者に周知を行うとともに、受付時の確認内容などについて担当者会議などの場を通じて周知・指導を行う。
16 自動車 税	意見	16-1 〔170〕	使用実態を失った福祉車両の把握体制について 福祉施設への実態調査により、故障で長期間使用されていない福祉車両の存在が初めて判明した事案があった。登録抹消手続の時期も調査依頼と前後しており、施設側が適切な時点で手続を行ったか不明確である。使用されていない車両が減免対象として存置されていた可能性は、課税の公平性と制度の信頼性を損なう。福祉車両は利用者の送迎等に専ら供されることを前提に減免されるため、使用実態の把握遅れは看過できない。県は、故障・廃止予定車両の届出ルール of 明確化、実地確認の重点化など、使用実態を速やかに把握できる仕組みを整備し、減免制度の適正運用を確保する必要がある。	故障や廃止予定車両の届出について明確化し、その旨を対象者へ周知した。 また、実地確認の重点化については、書面監査等で問題が確認された者や一定台数以上の車両を有する者を対象とし、重点的に実地確認を行うこととする。
16 自動車 税	意見	16-2 〔171〕	目的使用率の算定及び区分判定に係るチェック体制の強化について 福祉車両の自動車税減免に係る実態調査に	今後は、意見を踏まえ、

			において、県の基準上は改善指導が必要となる区分（目的使用率 70%以上 80%未満）の車両が、調査記録上は「適正」（80%以上）と整理されていた事案が確認された。後日、実際には改善指導が行われていたことから単なる記載誤りと判明したが、区分誤りは内部チェック体制の不十分さを示唆する。県は算定・判定過程の複数者確認やマニュアル整備等により、減免制度の適正性と公平性を確保すべきである。	算定・判定過程の複数者確認を徹底する。
16 自動車 税	指 摘	16-1 〔171 ～172〕	社会福祉施設車両の減免審査における再評価手続の公正性確保について 福祉車両の減免審査では、半年間の運行記録から目的使用率を算定し、区分に応じて免除継続・改善指導・再評価・課税復活を判断している。目的使用率が 60%以上 70%未満の場合、問題のある期間を除外し、指導後の 2 か月間のみで再評価する方式は、改善状況を迅速に確認できる点で合理性がある。しかし、短期間のみを評価対象とすることで、提出義務者が意図的に目的使用を集中させる余地が生じ、公平性を損なう可能性がある。年間を通じた利用実態が改善されていないにもかかわらず、短期的改善のみで免除が維持される事態は、制度趣旨である「専ら福祉目的への利用」との整合性を欠く。県は、年間記録の併用、改善計画書の提出、翌年度の重点モニタリングなどを組み合わせ、より公正で適切な判断基盤を確保する必要がある。	今後は、再評価における目的使用率の判定期間を、現行の再評価後の 2 か月間から、当初の判定期間である半年を合算した 8 か月間に改める。 併せて、再評価の際には、今後の運行予定等を明記した改善計画書の提出を求め、運行実績と総合的に勘案し、課税免除の継続の可否について判断するよう改善する。 また、再評価で継続して課税免除となった者は、翌年度も評価の対象として抽出し、重点的に確認を行うこととする。
16 自動車 税	指 摘	16-2 〔172〕	実態調査票の手書き修正に伴う修正履歴の記録及び根拠資料の管理について 課税免除車実態調査票において、目的使用日数や走行距離に多数の手書き修正が確認されたが、修正理由や根拠資料が添付されておらず、誰がどのような根拠で修正したのか追跡できない状況であった。中には、修正によ	今後は、課税免除実態調査票の修正を行う場合は、修正を行った者、日時及び理由を記録するよう改善する。

			り目的使用率が区分を跨ぎ、減免判断に直接影響する事案も見られた。実態調査票は減免制度の適正運用を支える基礎資料であり、内容の正確性と改ざん防止は極めて重要である。修正履歴が残らない状態は、内部統制の不備を示し、課税の公平性を損なうおそれがある。県は、修正者・日時・理由を記録する仕組みを導入し、調査票と根拠資料を一元管理する体制を整備する必要がある。	また、同調査票と根拠資料は、文書保存の際、一体的に保存するよう改善する。
16 自動車 税	指 摘	16-3 〔172〕	突発事案控除後の目的使用率に基づく改善指導未実施の問題について 実態調査において、行方不明者捜索という突発事案により目的外使用が増加したため、目的使用率が基準を下回った事案があった。突発事案は考慮すべき事情であるが、本件では当該走行距離を控除して再計算しても、目的使用率は改善指導区分(70%以上80%未満)に該当していた。それにもかかわらず「適正(80%以上)」と判断されており、県の基準運用と整合しない。基準に基づく区分判定が揺らげば、制度の透明性と公平性が損なわれる。県は、突発事案の取扱いを明確化し、控除後の再計算値と区分判定を調査票に明記し、複数者確認を導入するなど、判断過程の適正化と基準運用の統一を図る必要がある。	今後は、突発事案等による目的外使用については、具体的に事例を整理し、その旨を対象者へ周知する。 また、指摘を踏まえた実態調査票の見直しを行うとともに、目的外使用率の算定においては、判定過程に際して複数者確認を徹底する。
16 自動車 税	指 摘	16-4 〔172 ～173〕	県公式サイト掲載の自動車税種別割税額表における誤記載について 県公式サイト「県税のしおり」に掲載された自動車税種別割の年税額表において、「トラック(3人以下)」区分の単位に誤記が確認された。当該資料は県民・事業者が税額判断の基礎とする重要情報であり、誤記は誤った納税判断につながるおそれがある。税務情報は本来、複数の確認工程を経て正確性が担保されるべきであり、誤記が公開されたまま残存していたことは、情報提供体制や内部統制の不備を示す。影響範囲が広いウェブ掲載	今後は、掲載内容の作成段階における複数者確認を徹底し、誤った記載が公開されないよう改善する。

			資料であることを踏まえ、再発防止には、作成から公開までの校正・確認体制の見直し、数値・単位情報の専門部署による最終確認、チェックリスト運用、過年度資料との照合など、体系的な品質管理の導入が必要である。	
17 鉦区税	意見	17-1 〔181〕	鉦区税の100%徴収について 令和6年度の鉦区税は現年課税分の徴収率が100%であった一方、過年度からの滞納繰越320千円が引き続き残存し、全国順位にも影響している。滞納の経緯は、採掘権取消後に減額調定を行った残額が滞納となり、財産不存在により執行停止が続いている。全国の約4分の3の都道府県が徴収率100%を達成している状況を踏まえると、鹿児島県としても滞納繰越の解消に向けた取組を強化し、徴収率100%の達成を目指すべきである。	過年度からの滞納繰越については令和8年2月に不納欠損となった。 今後は、他の税目と同様、適時・適切な財産調査の実施や、上長を含めた滞納整理の進捗管理を徹底するなど、個別の事案の状況に応じた適切な滞納処分を実施することで、滞納の早期解消に努める。
17 鉦区税	指摘	17-1 〔181 ～182〕	納税義務者への申告義務の周知徹底について 鉦区税の納税義務者は、課税事実の発生・消滅から7日以内に申告書を提出する義務があるが、鹿児島県では納税義務者からの自発的申告が行われておらず、九州経済産業局からの通知や鉦業原簿閲覧に依存している状況が確認された。本来、課税情報は納税義務者の申告により県が把握する仕組みであり、申告が適正に行われれば、県は必要な情報を確実に把握できる。申告が行われていない現状は、制度の趣旨に反し、課税漏れのリスクを高める。県は、申告義務の内容や手続を納税義務者に周知し、適正な申告が行われる体制を整える必要がある。	納税通知書発送時に異動等があった場合の申告書提出を求めるチラシを同封することとする。 また、九州経済産業局へ同チラシを送付し、鉦業権登録を行った納税義務者へ周知していただくよう依頼を行った。
18 核燃料税	意見	18-1 〔188〕	核燃料税の現地調査方法について 核燃料税の現地調査では、核燃料価格の検証に「装荷核燃料明細書」と「燃料税価格台帳」を突合しているが、いずれも納税義務者	今回の現地調査から会計資料等の第三者資料と納税義務者の作成資料を照合す

			が作成した資料であり、第三者資料による裏付けが不足している。追加費用については請求書との突合が行われているものの、全体として検証の客観性が十分とはいえない。税務調査の信頼性を確保するためには、納税義務者作成資料のみで完結させず、外部証憑との照合を適切に組み合わせることが重要である。全件を対象とする必要はないが、サンプル抽出による外部証憑との突合を導入し、調査の実効性と透明性を高めることが望まれる。	ることとする。
19 狩 獵 税	意 見	19-1 〔194〕	申告書への書類の添付について 猟銃免許等の税率区分に関する申告では、市町村が交付する証明書の添付が必要であり、複数免許区分で申告する場合、原本とコピーの両方を提出させる運用が行われている。しかし、県担当者は原本・コピー双方を確認しており、コピー添付は事務負担を増加させている。証明書の確認は原本で足りるため、他の申告書には「原本は別途提出済み」と記載させる運用に改めることで、事務効率化が図れる。今後は、コピー添付を求めない方向で取扱いを見直し、申告事務の簡素化と負担軽減を進めることが望まれる。	証明書を原本確認した申告書には、コピー添付を省略する。
20 産 業 廃 棄 物 税	意 見	20-1 〔205 ～206〕	産業廃棄物税に関する現地調査について 産業廃棄物税の現地調査では、マニフェストと税帳簿の突合が要領で定められているが、マニフェストが提出されない排出事業者が存在し、突合が完了しない事案が複数確認された。前回調査でも同様の問題が発生しており、構造的な課題といえる。マニフェストは廃棄物処理法に基づく手続であり、県内では廃棄物・リサイクル対策課が所管しているため、税務課との情報連携が不可欠である。また、調査要領に含まれるチェックシートが活用されていない局・支庁の県税担当課もあり、調査漏れのリスクがある。全ての局・支	マニフェストに関する意見については、今後とも所管課である廃棄物・リサイクル対策課と情報連携を図っていく。 産業廃棄物税の現地調査においては、必ずチェックシートを活用するよう徹底する。

			庁の県税担当課でチェックシートを徹底活用し、所管課との連携強化により調査の網羅性と正確性を高める必要がある。	
20 産業廃棄物税	意見	20-2 〔206〕	特別徴収義務者の登録、登録内容の変更及び消滅の処理について 産業廃棄物税条例では、特別徴収義務者は事業開始・変更・消滅から5日以内に届出を行う義務があるが、監査では期限後提出の事案が複数確認された。県は申請者の法令理解不足が原因と認識し、許可通知に資料を同封するなどの対策を講じているが、実効性の検証が必要である。特別徴収義務者の届出は課税の基礎となる重要手続であり、遅延は課税漏れや事務遅延につながる。今後も個別事案ごとに届出状況を確実に確認し、必要に応じて追加の周知や指導を行うことで、制度運用の確実性を高めることが求められる。	特別徴収義務者（処理業者）に関する届出について、提出漏れや遅延が発生しないよう、今後とも、廃棄物の処理等に係る許可を所管する廃棄物・リサイクル対策課と連携の上、制度の周知を図っていく。
21 徴収事務	意見	21-1 〔217〕	個人県民税の重点強化対策について 県の収入未済額の大部分を個人県民税が占めており、特に鹿児島地域振興局管内では鹿児島市分が突出している。県は重点強化策として徴収対策官の配置や人員増強を進めているが、未済縮減には引き続き効果的な滞納整理体制が不可欠である。今後は、専門人材の追加配置、業務分担の見直し、徴収体制の強化など、より実効性の高い組織体制の構築が求められる。人口規模の大きい自治体を中心に重点的な取組を進めることで、収入未済の着実な縮減につながると考えられる。	令和7年度には、鹿児島市における個人県民税の徴収対策を強化するため、鹿児島市を所管する鹿児島地域振興局（鹿児島市駐在）に集中配置する県税徴収対策官等を2名増員したところである。引き続き、人口規模、収入未済額等を踏まえ重点的な取組が必要な市町村を「重点強化対策団体」に位置づけ、地方税法第739条の5に基づく徴収引継ぎを中心とした対策を行うとともに、必要に応じて、組織体制の見直し等を検討するなど、個人県民税の収入未済額の縮減に向けて取組を進めてまいりたい。

21 徴収事務	意見	21-2 〔218〕	事案別滞納整理状況一覧表の活用について 一部の地域振興局・支庁では、滞納者の基本情報、財産状況、差押状況、交渉記録、対応方針などを一枚に整理した「事案別滞納整理状況一覧表」を作成しており、滞納整理の全体像を迅速に把握できる有用な資料となっている。一方、滞納整理支援システムの「記録一覧」は長期事案では情報量が膨大となり、状況把握に時間を要する。担当者や上席者の異動時にも一覧表は有効であり、内部管理の質を高める効果がある。全地域で統一的に一覧表を作成し、滞納整理の効率化と引継ぎの円滑化を図ることが望まれる。	統一した「事案別滞納整理状況一覧表」の作成を推奨する事務連絡を各局・支庁宛て発出済みである。 また、県税事務執行状況調査において、作成状況を確認することとする。
--------------------	-----------	-----------------------	---	--